三　当該不要財産の取得の日及び申請の日における不要財産の帳簿価額（現金及び預金にあっては、取得の日及び申請の日におけるその額）

四　当該不要財産の取得に係る出資の内容（出資者が複数ある場合にあっては、出資者ごとの当該不要財産の取得の日における帳簿価額に占める出資額の割合を含む。）

五　催告の内容

六　当該不要財産により払戻しをする場合には、当該不要財産の評価額

七　通則法第四十六条の三第三項の規定により農林水産大臣が定める基準により算定した金額により払戻しをする場合には、当該不要財産の譲渡によって得られる収入の見込額並びに譲渡に要する費用の費目、費目ごとの見込額及びその合計額

八　前号の場合における譲渡の方法

九　第七号の場合における譲渡の予定時期

十　その他必要な事項

2　農林水産大臣は、前項の規定による申請に係る払戻しの方法が通則法第四十六条の三第三項の規定により農林水産大臣が定める基準により算定した金額による払戻しである場合において、同条第一項の規定による認可をしたときは、次に掲げる事項を研究機構に通知するものとする。

一　通則法第四十六条の三第一項の規定により当該不要財産に係る出資額として農林水産大臣が定める額の持分

二　通則法第四十六条の三第三項の規定により農林水産大臣が定める基準により算定した金額による払戻しをする場合における当該払戻しの見込額

（中期計画に定めた不要財産の払戻しの催告に係る通知）

第十一条　研究機構は、通則法第四十四条第三項に規定する中期計画において通則法第三十条第二項第四号の二の計画を定めた場合において、通則法第四十六条の三第一項の規定により、農業機械化促進業務に係る民間等出資に係る不要財産について、出資者に対し当該民間等出資に係る不要財産に係る出資額として農林水産大臣が定める額の持分の全部又は一部の払戻しの請求をすることができる旨を催告しようとするときは、前条第一項各号に掲げる事項を農林水産大臣に通知しなければならない。

2　農林水産大臣は、前項の規定による通知を受けたときは、遅滞なく、財務大臣にその旨を通知するものとする。

（催告の方法）

第十二条　農業機械化促進業務に係る通則法第四十六条の三第一項の主務省令で定める催告の方法は、次に掲げる事項を記載した書面の提出又は当該事項の電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によっては認識することができない方法をいう。）による提供とする。

一　民間等出資に係る不要財産の内容

二　通則法第四十六条の三第一項の規定に基づき当該不要財産に係る出資額として農林水産大臣が定める額の持分の全部又は一部の払戻しの請求をすることができる旨

三　通則法第四十六条の三第一項の規定による払戻しについて、次に掲げる方法のうちいずれの方法によるかの別

イ　当該不要財産の払戻しをすること。

ロ　通則法第四十六条の三第三項の規定により農林水産大臣が定める基準により算定した金額により払戻しをすること。

四　当該払戻しを行う予定時期

五　第三号ロの方法による払戻しの場合における当該払戻しの見込額

2　前項の規定により催告するに際し、当該不要財産の評価額が当該不要財産の払戻しの日における帳簿価額又は取得の日における帳簿価額のいずれか低い額を超えることその他の事情があるため、払戻しの方法が同項第三号イの方法により難い場合には、その旨を当該催告の相手方に対し、通知するものとする。

（民間等出資に係る不要財産の譲渡の報告等）

第十三条　研究機構は、通則法第四十六条の三第三項の規定により農業機械化促進業務に係る民間等出資に係る不要財産の譲渡を行ったときは、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した報告書を農林水産大臣に提出するものとする。

一　当該不要財産の内容

二　譲渡によって得られた収入の額

三　譲渡に要した費用の費目、費目ごとの金額及びその合計額

四　譲渡した時期

五　通則法第四十六条の三第二項の規定により払戻しを請求された持分の額

2　前項の報告書には、同項各号に掲げる事項を証する書類を添付するものとする。

3　農林水産大臣は、第一項の報告書の提出を受けたときは、通則法第四十六条の三第三項の規定により農林水産大臣が定める基準により算定した金額（当該算定した金額が第一項第五号の持分の額に満たない場合にあっては、当該持分のうち同条第三項の規定により農林水産大臣が定める額の持分を含む。）を研究機構に通知するものとする。

4　研究機構は、前項の規定による通知を受けたときは、遅滞なく、同項の規定により通知された金額により、第一項第五号の持分（当該通知された金額が当該持分の額に満たない場合にあっては、前項の規定により農林水産大臣から通知された額の持分）を、当該請求をした出資者に払い戻すものとする。

（資本金の減少の報告）

第十四条　研究機構は、通則法第四十六条の三第四項の規定により農業機械化促進業務に係る資本金を減少したときは、遅滞なく、その旨を農林水産大臣に報告するものとする。

第五条を第八条とする。

第四条中「独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）」を「通則法」に改め、同条を第七条とする。

第三条を第四条とし、同条の次に次の二条を加える。

（譲渡差額を損益計算上の損益に計上しない譲渡取引）

第五条　農林水産大臣は、研究機構が通則法第四十六条の二第二項又は第四十六条の三第三項の規定に基づいて行う農業・食品産業技術研究等業務及び農業機械化促進業務に係る不要財産の譲渡取引についてその譲渡差額を損益計算上の損益に計上しないことが必要と認められる場合には、当該譲渡取引を指定することができる。

（対応する収益の獲得が予定されない資産除去債務に係る除去費用等）

第六条　農林水産大臣は、研究機構が農業・食品産業技術研究等業務及び農業機械化促進業務のため保有し又は取得しようとしている有形固定資産に係る資産除去債務に対応する除去費用に係る費用配分額及び時の経過による資産除去債務の調整額（以下この条において「除去費用等」という。）についてその除去費用等に対応すべき収益の獲得が予定されていないと認められる場合には、当該除去費用等を指定することができる。

第二条を第三条とする。

第一条第一項中「独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構（以下「研究機構」という。）の行う独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構法（平成十一年法律第百九十二号。次条において「研究機構法」という。）第十四条第一項第一号から第四号まで及び第十号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務（以下「農業・食品産業技術研究等業務」という。）並びに同条第二項に規定する業務（以下「農業機械化促進業務」という。）を「農業・食品産業技術研究等業務及び農業機械化促進業務」に改め、同条第三項中「第四条」を「第七条」に改め、同条を第二条とし、第一条として次の一条を加える。

（通則法第八条第三項の主務省令で定める重要な財産）

第一条　独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構（以下「研究機構」という。）の行う独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構法（平成十一年法律第百九十二号。以下「研究機構法」という。）第十四条第一項第一号から第四号まで及び第十号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務（以下「農業・食品産業技術研究等業務」という。）並びに同条第二項に規定する業務（以下「農業・食品産業技術研究等業務」という。）に係る独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）第八条第三項の主務省令で定める重要な財産は、その保有するこれらの業務に係る財産であって、その通則法第四十六条の二第一項若しくは第二項又は第四十六条の三第一項の認可に係る申請の日（通則法第四十六条の二第一項ただし書若しくは第二項ただし書又は第四十六条の三第一項ただし書に規定する場合にあっては、当該財産の処分に関する計画についての通則法第三十条第一項の認可に係る申請の日）における帳簿価額（現金及び預金にあっては、申請の日におけるその額）が五十万円以上のもの（その性質上通則法第四十六条の二又は第四十六条の三の規定により処分することが不適当なものを除く。）その他農林水産大臣が定める財産とする。